

# 水俣病審査の門戸広げる

## “本人の請求”で対象

### 検診時から判定資料に

県は、水俣病患者審査会(知事の諮問機関、会長實田丈夫熊本大学医学部教授)に諮問する方法を、今後は改める方針を決めた。判定の時点になって諮問していたこれまでの方法を、本人の請求があったときから審査に回すというもので、今後は検診から判定までが審査会にかかる。その第一回審査会が来月中にも開かれる予定。【社会面に関連記事】

水俣病患者の審査は、これまで疑わしいものを県がビック・アップし、検診、診断をして、すべての資料が整ってから水俣病患者審査会に諮問していた。このため審査会が開かれるのは、黒か、白かを決めるときの一回だけに終わっていた。

そのため本人の請求、希望があっても中間で診断する水俣市立病院の判定いかんでは審査会にかからない場合もあり、また審査会で一度、水俣病でないと判定された人には、再審査の道が閉ざされていた。

こうした矛盾があることと、不顕性水俣病患者の存在が医学的に証明され、これに伴って住民検診の声が出てきたことから、審査を受ける門戸を広げることになった。

たもの。この結果、本人が水俣病ではないかと不安を感じているもので、今後は審査の対象となる。

県は、請求のあった時点で、審査会に諮問するが、実際には数人

まとまってから、審査会にかける方針。審査会は今後、検診、診断、調査とスタートから患者をみていくわけで、審査会を開く回数もふえる。

すでに水俣市役所には十八人の

審査請求者が出ており、県では近く審査会に諮問する準備を整えている。県衛生部は「今月中にも諮問し、来月中に審査会が開かれることになる」と言っている。